

印旛都市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業の 設置等に関する条例

昭和56年 3月20日

条例第 4号

改正 昭和60年 3月11日条例第 1号 平成 2年10月18日条例第 4号
平成 4年 3月12日条例第 3号 平成 8年 4月 1日条例第 2号
平成13年 3月29日条例第 2号 平成14年 3月 4日条例第 7号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、水道用水供給事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(水道用水供給事業の設置)

第 2 条 印旛都市広域市町村圏事務組合に、水道用水供給事業を設置する。

(経営の基本)

第 3 条 水道用水供給事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 供給対象は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、印旛村及び長門川水道企業団とする。

3 1日最大給水量は、166,700立方メートルとする。

(組織)

第 4 条 法第 7 条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第 8 条の 2 の規定により、水道用水供給事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、水道用水供給事業の事務を処理するため水道企業部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第33条第 2 項の規定により、予算で定めなければならない水道用水供給事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産又は

動産の買入れ又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により、水道用水供給事業に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任額が50万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 水道用水供給事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上広域市町村圏事務組合の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 水道用水供給事業の管理者は、水道用水供給事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに組合管理者に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道用水供給事業の経営状況を明らかにするため水道用水供給事業の管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては水道用水供給事業の管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

この条例は、事業認可のあつた日から施行する。

附 則(昭和60年3月11日条例第1号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成 2 年10月18日条例第 4 号)

この条例は、事業変更認可のあつた日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月12日条例第 3 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成13年 3 月29日条例第 2 号)

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成14年 3 月 4 日条例第 7 号)

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。